

人権方針

当社グループは、「...planning the Future ～人を活かし、未来を創造する～」を理念に掲げ、保育・人材・介護分野における事業会社を中核に、世代・国籍・経歴を問わず、“人”を軸に事業を展開してきました。各事業の推進を通して社会課題を解決し続けるため、すべての人が生まれながらにして持つ基本的な権利である人権を尊重する責任を果たします。

■国際規範や法令の遵守

当社グループは、人の人生に直接関わる企業として、事業活動のあらゆる場面において人権を尊重します。国際規範を支持・尊重し、「ビジネスと人権に関する指導原則」に則って取り組みを実施します。また、事業活動を行う国や地域の法令を遵守するとともに、法令と国際的に認められた人権基準が異なる場合は、より高い基準を追求します。

■人権方針の適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役員および従業員に適用されます。

また、当社グループの事業活動に関わるすべてのステークホルダーに対しても、本方針の趣旨をご理解いただき、その遵守にご協力をお願いいたします。

■ガバナンス体制

当社グループは、ライク株式会社の管理本部が中心となり、人権に関する活動方針の策定、推進体制の整備・見直し、目標に対する進捗の確認等を実施します。また、重要事項については、必要に応じ経営会議や取締役会に付議・報告を行います。

■人権デュー・ディリジェンス

事業活動による人権面での負の影響を特定、評価、防止、軽減することに努めます。また、ステークホルダーと適切なタイミングで事業活動に関連する人権課題を共有し、その改善・解決を図ります。

・情報開示

人権尊重の取り組みについて、当社のウェブサイト等で情報を公開します。

・教育・研修

本方針が効果的に実行されるよう、当社グループのすべての役員および社員に対して、適切な教育・研修を行います。

■救済措置

当社グループが、人権に対する負の影響（基本的な権利と自由を侵害する等）を引き起こした、または

負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じて、その救済に取り組みます。

■ステークホルダーとの対話・協議

人権に対する潜在的および実際の影響への対応について、関連するステークホルダーとの対話や協議を行います。

■ライクグループが重要と考える人権課題

・差別 / ハラスメント

出生地、年齢、国籍、人種、皮膚の色、民族、家系、婚姻の有無、思想・信条、宗教、性別、性的指向、性自認、障がい、持病・既往症、貧困、その他個人的な特性に基づいたあらゆる差別・ハラスメントを禁止します。

・強制的な労働

本人の意思に反する就労、離職の自由を制限する労働、不当な拘束手段を用いた労働強要等、あらゆる形態の強制労働を認めません。

・児童労働

児童労働を禁止し、法令で定められた最低就業年齢を順守します。また、18 歳未満の児童を、危険有害労働に従事させることを禁止します。

・子どもの権利

「子どもの権利条約」に示される 4 つの原則を支持し、子どもたちへの暴力、虐待等のあらゆる危害の防止に努めます。

・労働者の権利

国や地域の定める法令に基づく最低賃金以上の賃金を保証し、労働時間規制に抵触いたしません。また、労働安全衛生に関する法令を遵守し、労働災害の防止と適切な労働安全衛生管理を実施します。

・外国籍労働者の権利

国籍にかかわらず、すべての労働者を公平に扱います。

・高齢者の権利

身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待等のあらゆる危害の防止に努めます。

・個人情報とプライバシーの保護

個人情報の収集や利用、管理において、プライバシーを尊重し、適切に保護します。また、データの取扱

いに関する透明性を確保し、情報主体の権利を尊重します。

・サービスの提供

サービスの提供においても人権を尊重し、差別やハラスメントにつながる表現がないよう最大限の注意を払います。お客さまに信頼していただけるよう努めるとともに、サプライチェーン上において人権への負の影響（基本的な権利と自由を侵害する等）が発生することがないように努めます。

制定日 2023 年 6 月 28 日

改定日 2025 年 10 月 17 日

代表取締役会長兼社長 グループ CEO

岡本 泰彦